

「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」 の改正に向けたパブリック・コメントの実施結果について

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（以下「条例」という。）の改正案（空き缶等の定義を実際に捨てられているごみの種類に即した規定とし、新たに飼い犬のふんの適切な処理について区民等の責務に追加する。）に対するパブリック・コメントの実施結果について下記のとおり報告する。

記

1 パブリック・コメントの実施結果

意見要旨と区の考え方は、別紙「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の改正案に対する区民意見の要旨と区の考え方」p3～p9 参照。

(1) 実施期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで

(2) 意見提出者数及び意見数

意見提出者 11名・団体

意見数 37件

(3) 意見の趣旨の条例改正案への反映等

項目	件数
A 意見の趣旨を条例改正案に反映する	0件
B 意見の趣旨は、条例改正案の目的と同じ	2件
C 意見の趣旨は、本条例を踏まえた区の施策の方向性と同じ	1件
D 今後の取組の参考とする	4件
E 意見として伺う	28件
F 質問に回答する	2件
G その他	0件
合計	37件

2 地域説明会の実施結果

意見・質問要旨と回答要旨は別紙「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の改正案に対する区民意見の要旨と区の考え方」p10～p11 参照。

(1) 日程等

参加者 2名

令和8年2月25日（水） 午後2時から午後3時まで 第二分庁舎分館

令和8年2月26日（木） 午後6時から午後7時まで 戸塚地域センター

※ 併せて、より多くの区民に改正案を周知するため、区公式 YouTube により説明動画を配信した。

(2) 意見の趣旨の条例改正案への反映等
意見数 6件

項目	件数
A 意見の趣旨を条例改正案に反映する	0件
B 意見の趣旨は、条例改正案の目的と同じ	0件
C 意見の趣旨は、本条例を踏まえた区の施策の方向性と同じ	1件
D 今後の取組の参考とする	0件
E 意見として伺う	3件
F 質問に回答する	2件
G その他	0件
合計	6件

3 条例改正案からの主な変更点
なし

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月 1日 政策経営会議（パブリック・コメントの実施結果）
5月13日 環境建設委員会（パブリック・コメントの実施結果）
パブリック・コメントの実施結果公表（閲覧、区ホームページ）
6月 第2回定例会に上程
6月12日・15日 環境建設委員会（議案審査）
6月19日 改正条例公布、飼い犬のふんの適切な処理の改正条例施行
（区ホームページに掲載、商店会・町会連合会に条例改正に向けた取組みを周知）
10月 1日 空き缶等の定義の改正条例施行

※空き缶等の定義の改正条例については、美化推進重点地区における罰則の対象となるため周知期間を3か月程度とし、10月1日から施行する。

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（平成8年条例第43号）新旧
対照表

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き缶等 <u>飲食料</u>を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器、<u>ストロー、割り箸その他の飲食に用いる用具及びチューインガムのかみかす並びにたばこの吸い殻</u>及び紙くずをいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を回収容器等に収納し、又は持ち帰ることにより、美化の促進に努めなければならない。</p> <p><u>2 区民等は、その所有し、占有し、又は管理する犬に散歩、運動等をさせるときは、ふんを収納する用具を携帯し、その用具によりふんを適切に処理しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 区内に居住する者は、自宅及びその周辺において、清掃活動の充実等に努めなければならない。</p> <p><u>4</u> 区民等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き缶等 <u>飲料</u>を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器並びにたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を回収容器等に収納し、又は持ち帰ることにより、美化の促進に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 区内に居住する者は、自宅及びその周辺において、清掃活動の充実等に努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 区民等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。